

宮城町村会だより

12-1

Dec.2018-Jan.2019

Vol.488

発行日 / 平成 31 年 1 月 16 日 編集・発行 / 宮城県町村会
〒 980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館内) TEL 022-221-9201 E-mail: mchoson@poplar.ocn.ne.jp



町村会のうごき

連載【まちづくりの法律相談⑩】

学校事故をめぐる法的問題 ②

よくわかる地方自治 Q&A

行政財産の貸付けについて

連続講義【日本農業の展望】

食料と農業の今後を考える〈2〉

人の役に立てる職員を目指して



中村 大地

柴田町税務課

私は東日本大震災の年に入庁し、早いもので今年の春で8年目を迎えます。

私は震災の直後、これから町の職員になる自分にできることは何かと考え、災害ボランティアに参加しました。災害ボランティアには、学生や定年退職した人など、さまざまな方が参加していました。私はボランティア活動に初めて参加しましたが、普段出会えない人たちとの出会いや、絶対に経験できない出来事など、日々の活動が宝物のような時間でした。

ボランティア本部では、朝に打ち合わせを行います。依頼された案件を、ボランティアコーディネーターが優先順位と難易度を決め、参加しているボランティアの適性を見極めて配置します。私は力仕事が必要な依頼をよく任せられました。そこで驚いたのは、高齢者からの依頼がとて多かったです。とです。「家のタンスが倒れて元に戻せない」「散らかった部屋を片付ける手伝いが欲しい」依頼者に話を聞くと、頼れる家族がいな

い人や、独り身の人がほとんどでした。依頼を終えると「誰にも頼れずに困っていた。本当に助かった。ありがとう」と涙を流して感謝されることもありました。あらためて人の役に立つことは素晴らしいと感じました。さらに、自分の住んでいる町には、孤独な高齢者やさまざまな事情を抱えた町民がいることを考えさせられました。

さて、私は税務課に配属されて5年になります。税務課の窓口には、さまざまな事情を抱えた町民が訪れます。中には、税金の事誰にも相談できずに悩んでいる人もいます。他人に話にくいことも、ゆっくり信頼関係を築いていき、話に耳を傾けることで「胸がすっきりした」と安心し、笑顔で去っていく人もいます。そんな瞬間、震災での経験と重なる時があります。誰かの役に立てた時の喜びはあの時と変わりません。震災時の貴重な経験を忘れずに、これからも人の役に立てる職員になれるよう励みたいと思います。

Laville [ラ・ビル]

宮城町村会だより

Dec.2018-Jan. 2019
Vol.488

12-1



松島湾の日の出
(松島町)

【風の景色】

朝日が松島湾の島々から昇っていくところを撮影しました。毎年、大勢の方々が初日の出を見るために松島町を訪れます。厳寒の中、松島から望む日の出風景は、一見の価値があります。ぜひとも松島町にお越しください。

写真・文 提供 松島町総務課

CONTENTS

2 HumanMessage ヒューマン・メッセージ
柴田町税務課 中村 大地

4 町村会のうごき
県への要望、各種市町村協議会合同要請、
「北海道胆振東部地震」災害支援、町村長中央研修、全国町村長大会・町村長意見交換会、法令外負担金適正化会議

6 【まちづくりの法律相談】第93回
学校事故をめぐる法的問題 ②
弁護士 佐藤 裕一

8 【よくわかる地方自治 Q&A】
行政財産の貸付けについて
宮城県総務部市町村課行政第一班

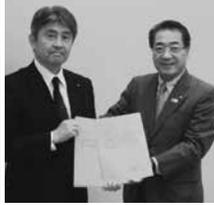
10 【連続講義】日本農業の展望
食料と農業の今後を考える〈2〉
宮城大学食産業学群(経営学系)教授 三石 誠司

12 町村会からのお知らせ
町村会日誌・共済事業アレコレ
町村会の予定2-3月・編集室

県知事、県議会議長に要請・意見交換

—平成31年度の県予算編成、施策にむけて—

県町村会は、11月6日、平成31年度県予算編成並びに施策に関する要望37項目と特別要望1項目について、県知事、県議会議長に要望書を手渡し、意見を交わしました。



写真上／村井嘉浩・県知事（右から6人目）に要望書を手渡す村上会長（同8人目）と本会町村長
写真右下／中島源陽・県議会議長（左）村上会長（右）
写真左下／意見交換会（仙台市・江陽グランドホテル）

村上英人・会長（蔵王町長）は冒頭あいさつに立ち、重点要望項目（①東日本大震災からの復旧復興に対する財政支援制度の継続、②市町村の都市計画の決定・変更に係る協議ルールにおける留意事項の策定、③学校施設への空調設備の設置）について要請したほか、④特別要望・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運醸成について要請しました。

村井県知事は、概ね①「被災自治体の意向を踏まえ財源の確保に努めたい。沿岸部への職員の応援派遣を引き続きお願いしたい。」②「協議ルールの明確化に向け、協議要領を策定し、事務手続きの適正、円滑な処理を図りたい。」③「当面は国の臨時特例交付金を活用するほか、公立学校施設整備期成会を核に国に要望していく。」④「サッカー競技会場の利府町やホストタウン町をはじめ県全体で機運の醸成を図りたい。」など、語りました。その後、県副知事・各部長との意見交換会にうつり、政務委員会の各部長から懸案事項を説明、意見を交わしました。

【要望項目】

- 「1」東日本大震災に関する復旧・復興対策
- 「2」町村財政基盤の強化
- 「3」道州制に対する町村の意見反映
- 「4」地方創生の推進
- 「5」みやぎ発展税及び企業立地促進税制
- 「6」水素社会の促進
- 「7」総合補助事業メニューの拡大並びに継続
- 「8」総合防災対策事業の整備促進
- 「9」警察機能の増強
- 「10」消防の広域化
- 「11」地方バス路線の運行維持対策の充実強化
- 「12」情報化施策の推進
- 「13」年金支払額の過年度課税の取扱い
- 「14」（仮称）東北放射光施設の整備
- 「15」旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化
- 「16」河川・海岸等の整備促進
- 「17」道路整備事業の促進
- 「18」宮城県総合運動公園（グランディ）周辺の総合交通対策
- 「19」市町村の都市計画の決定・変更に係る協議ルールにおける留意事項の策定
- 「20」農業対策の充実強化
- 「21」森林・林業対策の推進
- 「22」水産業対策の充実
- 「23」野生鳥獣被害対策の拡充
- 「24」松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と早期完成
- 「25」広域観光の充実に向けての支援
- 「26」仙台北部中核都市建設の促進
- 「27」企業誘致と新産業創出の促進
- 「28」中小企業の支援
- 「29」廃棄物処理対策への支援
- 「30」住民の安全・安心な生活環境の確保
- 「31」合併処理浄化槽設置推進事業
- 「32」国民健康保険の安定的運営
- 「33」地域の保健医療
- 「34」社会福祉対策
- 「35」子育て支援対策の充実強化
- 「36」学校教育環境等の充実
- 「37」文化財保護法「特別名勝松島」に係る区域指定の見直し等

【特別要望】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運醸成

各種市町村協議会合同要請

山村、過疎、ダム・発電、水産協／国に要望

11月29日、東京都内（衆・参議院議員会館など）において、本会に事務局を置く市町村協議会4団体（全国山村振興連盟宮城県支部、全国過疎地域自立促進連盟宮城県支部、宮城県ダム所在・発電関係市町村協議会、宮城県市町村水産業振興対策協議会）は、合同で本県関係の国会議員にそれぞれの政策課題を説明し、その早期実現を要望しました。

「北海道胆振東部地震」災害支援

北海道町村会に見舞金を贈呈

去年9月の地震により甚大な被害が発生した「北海道胆振東部地震」災害に関して、本

会より災害見

舞金500万

円を贈呈する

ことを決め、

10月17日、村

上会長より棚

野・北海道町

村会長に伝達

しました。



棚野北海道町村会長（左）
村上会長（右）

町村長中央研修

宮城のスポーツと観光を考える



11月28日、東京都内（ホテルニューオータニ）で開催。元観光庁長官・公益財団法人大阪観光局理事長の溝畑宏氏を講師に迎え、溝畑氏は「宮城のスポーツと観光を考える」をテーマに宮城県におけるポテンシャルや2020東京オリンピック・パラリンピックも見据えたスポーツと観光の振興について講演しました。

全国町村長大会・町村長意見交換会

車体課税に係る地方税収の確保等を要請

11月28日、東京都（NHKホール）において全国町村長大会が開かれたのにあわせ、本県関係国会議員等との意見交換会を東京都内（ホテルニューオータニ）で開催しました。

意見交換会には県内21町村長等が出席し、大会における決議・要望等の実現について要請しました。特に、今大会における緊急決議「車体課税に係る地方税収の確保」に社会資

本の老朽化に伴い道路や橋梁等の整備・維持補修に要する経費の増大が今後確実であり、自動車の保有台数が多い地方への影響も多大であることと、特別決議「大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化」に近年における甚大な自然災害等への対策に、町村の現場からその実情を伝え意見を交わしました。

法令外負担金適正化会議

58団体からの要請内容を協議

11月13日、県自治会館において開催。市町村の財政担当課長等が出席し、各種団体（関係58団体）から要請されている平成31年度の市町村負担金について協議しました。会議の



結果、意見の付帯を含む53団体の負担金を承認することとしたほか、新規の要請、ヒアリングの実施等5団体については、代表委員4名により引き続き審査の上、県市長会・県町村会に答申することとされました。

相談者 (Aさん) 前は学校事故について国家賠償法一条と二条が適用される場合があり得ることを教えて頂きましたので、今回は具体的な裁判例を紹介して下さい。

弁護士 今回は、「公の营造物の設置又は管理の瑕疵」という国家賠償法二条の裁判例を紹介します。一つ目はテニスコートの審判台が転倒した事案です。幼児が町立中学校の審判台上がって遊んでいたところ、座席後部の背当てになっている鉄パイプを両手で握って降りようとしたために、審判台が転倒し、その下敷きになって死亡したという事実関係です。下級審である仙台地裁、仙台高裁はいずれも町の責任を認めたのですが、最高裁平成五年三月三〇日判決は、本来の使用方法のもとでは審判台自体には転倒の危険性が無く、審判台の後部から降りるという行為は通常予測し得ない異常な用法であるということをも理由として町の責任を否定しました。

Aさん この事案は、その学校の生徒ではなく、外部から遊びに来た幼児が事故に遭ったようですが、親は付き添っていなかったのでしょうか。

弁護士 事故当時は、中学校は夏休みでしたが、近所の住民の遊び場として開放されていたようです。幼児の親が親戚と中学校のテニスコートでテニスに興じており、一緒に連れ

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第93回

学校事故をめぐる法的問題 2

てきていた五歳の幼児が審判台で遊んでいたようです。

Aさん 今教えて頂いた事情は判決に影響したのでしょうか。

弁護士 間違いなく影響していると思います。判決は、開放された学校の校庭における安全について、学校に全ての責任を負わせる

ことになる、校庭は一般市民に対して閉ざされることになり、幼児は危険な路上で遊ぶことを余儀なくされるとまで言っています。そして、幼児の安全を確保するのは一次的にはその保護者にあると言っています。親がテニスに興じている際にも、同伴していた幼児の動静に留意して危険な行動に出ることがないように看守したり、制止すべきだったとも指摘しています。

Aさん この判決のように、通常予測し得ない異常な用法であるということをも理由として自治体の責任を否定した判決は他にもあるのでしょうか。

弁護士 千葉地裁木更津支部平成七年九月二六日判決が同様の判断を下しています。これは小学生が中学校にある球技用のゴールポストで遊んでいた際に、ゴールポストが倒れて下敷きになり、大きな怪我を負った事案です。裁判所は、ゴールポストは相当の重量があり、コの字型に地面と接していたから、ネットに寄りかかる程度の遊びをしても転倒するような状況にはなかったとし、本件事故の原因は、児童二人がゴールポストに固定してあったネットをブランコのように体重をかけて前後に揺さぶって遊んでいたことにより、その衝撃がゴールポストに伝わり、前後に対する振幅を大きくした結果転倒したと認定しました。そして、この遊び方は本件ゴールポ

ストの本来の用法と異なることはもちろん、設置管理者の通常予測し得ないものであったとして、事故は、ゴールポストの安全性の欠如に起因するものではないとして、学校の設置管理者である市の責任を否定しました。

Aさん 前回、国家賠償法二条の「設置又は管理の瑕疵」は客観的なものだけでなく、「予見可能性等の主観的な側面を併せ持つことが想定されている」という説明がありました。が、これらの判決はどのような考え方に立っているのでしょうか。

弁護士 そうだと思います。瑕疵の有無は通常有すべき安全性、すなわち通常の用法に即して、通常予想される危険性に対して安全性を欠くか否かによって判断されることとなりますので、通常予測し得ないような被害者の行動によって人身事故が発生したような場合には瑕疵を否定するという考え方になります。

Aさん 通常予想される危険性とか、通常予測し得るか否かといった判断自体とても難しいように思うのですが。

弁護士 そうですね。判断が分かれる場合もあり得ます。横浜の市立中学校において、清掃作業中にほうきを振り回してホッケー遊びをしていたところ、ほうきの先端部分が飛んで生徒の左眼に当たり、視力障害を来したという事故がありました。この場合の瑕疵の存



否につき、Aさんはどう考えますか。

Aさん ほうきを使ってホッケー遊びをするということは通常の用法ではなく、予測が不可能だと思えますので、市の責任は否定されるのではないかと思います。

弁護士 実は横浜地裁平成四年七月二七日判決はAさんと同じ感覚で市の責任を否定しています。ほうきの先端部分の半分が欠けていたが、それによって清掃の能率に影響するところがあっても、通常の使用に供する限りは特

に危険があるとはいえないとして、管理に瑕疵があるとは言えないと判断しています。

Aさん 私も同じように考えました。

弁護士 しかしながら、控訴審の東京高裁平成五年八月三一日判決は、管理の瑕疵があるとして横浜市の責任を認めたのです。判決は、事故の数ヶ月前からほうきを用いたホッケー遊びが行われていることを担任教諭も知っていたということを前提として、ほうきが清掃以外の遊びに使われて振り回される等によって衝撃が加えられることも予測できたとしました。したがって、ほうきが通常有すべき安全性を判断するに当たっては、振り回される等して相当の衝撃が加えられることも考慮にいられて安全性が具備されていたか否かを判断すべきであるとした上で、衝撃の加え方によっては先端部分が飛んで周囲の人や器物にぶつかって損傷を与える危険性があつたと推認されることから、本件ほうきは通常有すべき安全性を欠いていると判示して、横浜市の責任を認めました。

Aさん 自治体には厳しい判決ですが、これからは、そうしたリスクも勘案して学校の運営を行う必要があるのでしょうか。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員



とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定されており、行政財産のように行政執行上、直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通地方公共団体の行政に貢献することとなるものであり、原則として一般私法の適用を受け管理処分されるとされています。

設問について

本設問についてみていきます。まず、当該町有地は住民の一般的な共同利用に供することを目的に保育所として利用されていたことから、行政財産となります。行政財産の貸付けについては法第238条の4第1項で、私法上の関係において運用することが禁止されていますが、同条第2項に、貸し付け又はその使用を許可できる場合が規定されており、当該規定に該当するかどうか1つのポイントとなります。同条同項第1号では、「普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合」が規定されています。今回のケースでは、社会福祉法人が子育て支援という行政目的を効果的に行うべく、設置を予定する保育園のために土地を借り受けるものであり、一見該当しているように見えますが、第1号は空港ターミナルビルの底地貸付けや港湾における荷揚げ施設・倉庫等の底地貸付けなど、本来の行政財産の効用を高めるため

の付属的な建物等の所有を目的としているものについて、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において貸し付けることが出来ると解されていることから、主要な施設の設置のための貸付けとなる今回のケースは同号には該当しないものと考えられます。

また、法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可の規定について該当し得るかどうかですが、こちらに関しては一時的な使用を前提としており、行政財産の用途又は目的以外の使用にあつては、その期間はなるべく短いことが望ましく、通常1年以内が原則とされているため、長期的な常設の保育園設置となる今回のケースは該当しないものと考えられます。

よって、本設問の場合は普通財産への用途変更を行った上で、普通財産として貸付けを行うことが適当であると考えられます。

人口減少や施設の老朽化など、今後、行政財産である公共施設等の維持が困難となり、その有効利用についても大きな行政課題となっていくことが想定されます。

しかしながら、そうした中でも行政財産はその目的を妨げない限度において、私法上の運用や目的外使用が制限されていることを十分認識の上、利活用について検討していくことが求められます。

宮城県総務部市町村課行政第一班

Q 当町では、老朽化により町で運営していた保育所を取り壊し、そこで新たに保育事業を行う社会福祉法人に町有地を貸し付ける予定です。社会福祉法人は借り受けた町有地に保育園を建設し、運営を行う予定ですが、この場合、どのような財産区分で貸付けが可能となるのか教えてください。

A **普通地方公共団体の財産**

普通地方公共団体の財産については、地方自治法（以下「法」という。）上、公有財産、物品及び債権並びに基金に分類され、それぞれその内容や管理方法が定められています。不動産については公有財産に分類されますので、公有財産について確認していきましょう。

まず、公有財産は、行政財産と普通財産に分類されます。

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいいます。「公用」に供する財産とは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいい、庁舎や議事堂等を指します。また、「公共の用」に供する財産とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、道路や病院、公園等の敷地及び建物等を指します。

一方、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいい、直接特定の行政目的のために供さ

れるものではなく、一般私人と同様の立場でこれを保持する財産となります。

公有財産の管理及び処分について

行政財産の管理及び処分については、法第 238 条の 4 第 1 項に「行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。」と規定されています。このように、普通地方公共団体の行政財産の適正かつ効率的な管理を期するため、原則として行政財産は私法上の関係において運用することが禁止されていますが、法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までに定めがある場合については、貸し付け又はその使用を許可することができるかとされているほか、同条第 7 項では「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と目的外使用の許可についても規定されています。

一方で、普通財産の管理及び処分については、法第 238 条の 5 に「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的

日本農業の
展望

食料と農業の今後を考える〈2〉

今回は、過去半世紀にわたる我々の生活の大きな変化と、世界の穀物および食肉貿易の変化を概観した。そこで今回は、これらの最先端で起りつつある新しい動きと、そこから予想される今後の可能性をいくつか記してみたい。

❖ 6つの兆候

「変化は辺境より生じる」と言われる。その理由は一般に、業界に限らず中央ほど仕組が厳格であり柔軟性に欠けるからと考えられている。食料と農業に関する変化を俯瞰すると少なくとも以下の6つの特徴が認識できる。

①貿易品目の集約化

大豆やトウモロコシなどの主要作物の貿易量が増加する一方で、マイナー作物（ソルガムや大麦など）の貿易量は減少する。この結果、良くも悪くも画一化が進行する。なお、中東や西アフリカ諸国のコメ輸入など、日本人が余り意識していないところで大きな需要が発生する。

②高付加価値化

数量面での大量生産・大量輸送はそのままだが、金額面では簡単な加工や味付けを施した「高

付加価値商品」が中心となる。既に現時点で前者（バルク商品）は米国の農産物輸出上位25品目の4割、農産物輸出の3割に過ぎず、輸出上位25品目の6割が、塩味のアーモンドなどの高付加価値商品である。ここでもイメージと現実の乖離が大きい。

③技術革新の影響

食品用の3Dプリンターなどの新技術が各所で実用化されつつある。安価な普及品だけでなく、個々人の日々の健康状態に適合した最適な食事やサプリメントを供給する形態が着々と姿を現しつつある。

④昆虫食

伝統的に昆虫を食していた地域だけでなく、その他の国々においても増加する中間層への蛋白質原料供給という現実的課題へ対応するため、昆虫の飼料化や食料化の実験等が進展する。ただし災害時等の対応など法的枠組みに対する検討は依然不十分である。

⑤食の安全に対する懸念

製造・加工におけるHACCPが一般化するにつれ、生産現場における具体的な取組みがGAPの形で普及する。これと並行し、流通にお

ける原材料・容器・輸送方法等の規格統一と温度管理等の先端科学技術を備えたサプライチェーンが国内外で拡大する。

⑥動物愛護・福祉

生産性と効率性に基づく産業動物の飼育方法に対する懸念が拡大し、動物と人の健康、社会経済やエコシステム全体と結びついた動物福祉の概念が広がり、畜産生産から食肉加工・流通の全てにおいて、その影響力が拡大する。

これらはいずれも既に各所で見られる傾向であるが、今後は一段と重要な留意点になると考えられる。ここでは、将来的に100億に達するであろう地球全体の人口をいかにして養うかというマクロの視点とともに、日々の食をいかに楽しみ創り上げるといふミクロの視点だけでなく、地域で完結する食の仕組みをいかに構築するかというローカル視点などが複層的に入り込んでいることに留意しておきたい。

❖ 農業政策の対象

こうした動きに対し、行政はどのように対応してきたかを、30年程度の時間を踏まえて眺めると、

手法の差はあるものの共通した傾向がわかる。

かつて1990年にニュージールランドは、当時としては最も過激な農業改革を実施した。国内全ての農家に対し、農業を継続するか一時金を取得して廃業するかの二者択一を迫り、大胆な合理化を進めた。

米国は1996年農業法で、それまでの伝統的な作物計画中心の農業法を大きく変更している。簡単に言えば、特定作物の生産高に結び付いた助成金から別枠での助成金へとの変更である。この考え方はEUも基本は同じであり、UR/WTO交渉を経て、2010年以降は生産と結びついた助成金の支払いを廃止し、環境面など公共財的側面を重視する形に政策の力点は変化してきている。

米国の場合、実際には既存の仕組みは期間限定の形で2014年まで継続した。現在の政府支出としては、①災害・緊急支援、②環境保護（土壌保全計画）のみとし、残りは自由な市場取引の結果、各農家や流通業者自身が責任を負う形に集約してきている。そして、市場取引における価格変動リスクを回避する手段として、③作物収入保険が導入されている。これらの結果、米国農務省の総支出額は1990年代に比べ、現在では3分の1程度にまで減少している。

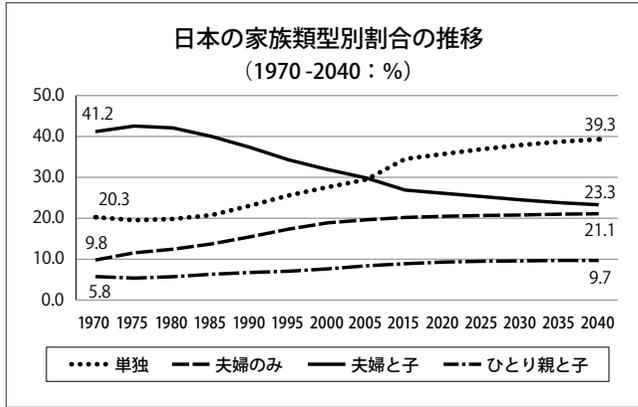
つまり、財政支出の削減という視点を含めて農業政策を見ると、各国で条件闘争的な個別の時限立法はあるものの、中長期的には個々の農家の保

護から、環境保護という形で地域資源そのものを守る形へと対象そのものが大きくシフトしてきていることがわかる。是非は別として、日本や中国はまだ米国やEUのレベルまでは行きついてはいない。

◆家族類型と消費パターンの変化

他の重要な変化は、日本社会全体の変化である。1970年当時、日本の全世帯の約4割を占めた「夫婦と子」世帯は年々減少し、2040年には約20%になることが見込まれている。これに対し、1970年当時約20%の「単独世帯」は、同じ

2040年には約40%になるようだ。人間社会の最小構成単位である家族構成が大きく変化するとどうなるか。それは人間関係の変化だけではない。



く、食料消費パターンの変化に直結する。明確に予想可能なものとしては、単独世帯における加工食品消費の増加である。

男性も女性も共に働く中で、すぐに食べられる加工食品は今後益々需要の増加が見込まれている。代わりに減少が見込まれるものは外食需要や生鮮食品需要である。単独世帯では必要に応じて外食に行くこともあるが、通常は弁当や野菜等を購入し食べるの方が既に一般的である。また、同様に単独世帯では生鮮食品の購入も本当に必要な時以外は手を出しにくい。その結果、加工食品需要が大きく伸びることになる。

* * *

我が国の就業者数は約6,000万人である。食品製造業に約130万人、食品卸・小売業に約550万人、飲食・サービス業に約290万人とすれば、食品産業全体で約1,000万人となる。これに農業就業人口175万人が加わる。5人1人は食と農に関係している仕事と言っても過言ではないし、筆者のようにフードシステムの外側にぶら下がる人間を加えれば関係者はさらに多くなる。これらを踏まえた上で、次回は何をすべきかを考えてみたい。

「執筆者」 三石 誠司 (みつし せいじ)

宮城大学食産業学群 (経営学系) 教授
宮城大学大学院食産業学研究所副研究科長・附属農場長
国際交流・留学生センター長



町村会からのお知らせ



10月

▼2日 正副会長会議、臨時町村長会議（県自治会館）

▼2日 政務委員会（県自治会館）

▼5日（～6日）全国観光地所在町村協議会現地研究会（宮崎県）村上会長出席

▼5日 平成30年度市町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式（東京都）鈴木（前）会長出席

▼11日 正副会長会議、町村長会議（県自治会館）

▼12日 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会（県自治会館）

▼12日 農業農村政策研修（県自治会館）

共済事業 アレコレ

全国町村生協の共済事業について

～退職を予定されている組合員の皆様へ～

現職の組合員の皆様が、退職に当たって、退職者組合員に移行していただけます（※）と、在職中にご加入いただいた共済事業を引き続き、終身でご利用いただくことができます。（特定疾病保険は満79歳までの加入となります。）

※移行に当たっては、次の要件があります。

1. 本組合の職域に25年以上勤務し退職された方
2. 退職時に5年以上継続して本共済事業を利用されていた方

なお、退職組合員への移行については、退職前に団体担当者の方を通じて「退職者組合員加入承認申請書」を提出していただきますようお願いいたします。

その後は団体を通さず、退職者組合員と組合との直接の手続きとなります。

詳しいお問い合わせは、団体担当者または下記までご連絡ください。

全国町村職員生活協同組合宮城県支部
（宮城県町村会事業推進課）
TEL 022-221-9203

11月

▼6日 町村長政策説明会（県自治会館）

▼6日 県知事、県議会議長への要望・県首脳部との意見交換会（仙台市江陽グランドホテル）

▼6日 第64回東北地方税務協議会（仙台国税局）

▼7日 税務担当課長等研修（県自治会館）

▼10日 七ヶ浜町町制施行60周年記念式典（七ヶ浜国際ホール）村上会長出席

▼13日 法令外負担金適正化会議（県自治会館）

▼26日（～27日）東部地区（北海道・東北・関東）町村会会長会議（千葉県）村上会長出席

▼28日 全国町村長大会（東京都NHKホール）

▼28日 町村長中央研修（東京都ホテルニューオータニ）

▼28日 県知事・県議会議長・国会議員等との意見交換会（東京都ホテルニューオータニ）

▼29日 全国山村振興連盟宮城県支部、全国過疎地域自立促進連盟宮城県支部、宮城県ダム所在・発電関係市町村協議会、宮城県市町村水産業振興対策協議会、合同による要請活動（衆参議院議員会館）

編集室



新しい年を心豊かにお迎えになられたことと思います。

今号の町村会のごききは、昨秋行われた県の新年度予算編成・施策に関する要望、意見交換会の概要等を中心にお知らせしました。

大寒の折、ご健康をお祈りいたします。

町村会の予定2-3月

- 2月1日（金）正副会長会議
- 2月1日（金）消防組合会議
- 2月8日（金）自治功労者表彰式
- 2月8日（金）町村長会議